特別教育等受講規定

伊賀労働基準協会が主催する特別教育・研修・講習等の受講にあたっては、以下 の内容をご了承のうえお申し込み下さい。

1. 案内・募集

- ①教育・講習ごとに、実施日の概ね2ヶ月前に、受講希望事業所(**※1**)宛「○○○教育のご案内」及び「○○○教育受講申込書」を郵送します。
 - **※1 技能講習・特別教育等受講希望調査表**を提出いただいた事業所、または、 電話等で送付希望の申し込みがあった事業所とします。
- ②ホームページ公開は、実施日の概ね1か月前とします。

2. 受講申込方法

①教育・講習ごとの 受講申込書 に必要事項を記入し、FAX、E-mail、郵送または 来所により申し込みをして下さい。

ただし、定員制のため受付状況を電話等で確認のうえ申し込みをして下さい。

3. 定員、申込締切日

- ①定員、申込締切日は、教育・講習ごとの案内に記載しています。 ただし、申込締切日前でも定員になり次第締め切ります。
- ②受付は 受講申込書 到着の先着順とします。
- 4. 受講料、受講料支払方法、受講料請求書、受講券の送付
 - ①受講料額は、教育・講習ごとの案内に 会員・非会員別 に記載しています。
 - ②受講料は、申込締切日までに、銀行振込または現金(来所)にてお支払い下さい。 ※振込先口座は、教育・講習ごとの案内に記載しています。 なお、振込手数料は申込者のご負担となります。また、振込の場合は金融機関 が発行する振込受領書によって領収証に代えさせていただきます。
 - ③受講料に対する請求書は原則発行しません。
 - ④受講券は、申込締切日以降、受講料入金を確認のうえ、事業所の申込担当者宛 郵送します。

5. 修了証の交付

- ①全課程(規定の受講時間数)の教育終了者に修了証を交付します。
- ②遅刻、早退、欠席により、規定の受講時間数に満たなかった場合は、修了証の 交付はできません。また、この場合、受講料の返金、受講日の変更・振替等は できません。

- 6. 受講の取消し(キャンセル)、受講者の変更
 - ①申し込み後の取消しは、教育・講習ごとの申込締切日までに連絡下さい。 この場合は、受講料を返金しますので、振込先口座等を FAX、E-mail 等で連絡 下さい。送金手数料を差し引いて返金します。現金での返金は来所して下さい。
 - ②申込締切日以降の取消しについては、次のとおりとします。

受講取消しの日	返金額(1講習1人あたり)
申込締切日~ 実施日の5営業日前	受講料よりテキスト代を差し引いた残額 (テキストを申込担当者宛郵送します。テキスト郵送料 及び送金手数料をご負担いただきます。)
実施日の4営業日前以降	返金なし

③申し込んだ受講者が当日出席できなくなった場合、実施日の前日までに連絡をいただければ受講者の変更は可能です。 連絡後、速やかに変更後の内容を記入した 受講申込書 を、FAX・E-mail 等で送信して下さい。

7. 教育・講習の中止、実施日時の変更等

- ①台風・大雨・大雪等の悪天候、大地震の発生または当地域に特別警報(予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う警報)が発令された場合は、受講者の安全を図るため開催を中止または開始時刻を遅らせる場合があります。
- ②担当講師の病気、ケガまた自然災害や不測の事故等のために講師が会場に到着できない場合、また、会場施設に事故等が発生し使用不能となった場合は、開催を中止または開始時刻を遅らせる場合があります。
- ③上記①②については、やむを得ず実施日当日に中止、変更する場合があります。
- ④上記①②により開催を中止した場合は、申し込み可能な別日程の同教育・講習への振替または補講(新たに日程を設定し開催)等の対応をします。 この対応が困難な場合または受講者都合により受講できない場合は、下記⑤の
 - 規定に従って受講料を返金します。
- ⑤中止の場合の受講料の返金について
 - ・上記①の場合:受講料全額返金します。振込手数料はご負担下さい。
 - ・上記②の場合:受講料全額返金します。振込手数料は当方が負担します。
- ⑥交通費のお支払いについて

上記②により開催を中止し受講者が既に会場に到着している場合には、公共 交通機関の実費または車使用の場合当協会の規定(1kmにつき37円)により 交通費を支払います。

この場合の経路・距離等は、交通費として最も経済的な通常の経路及び方法に

よるものとします。

なお、受講料を無料または少額で開催する講習・教育については適用しません。

- (7)緊急連絡先の登録について
 - 上記①②の連絡に際して、緊急用(時間外に通話可能な携帯電話など)の電話番号を受講申込書に記載して下さい。
- 8. 受講に際しての禁止事項、注意事項
 - ①カメラ・ビデオ・レコーダー・スマートフォン・携帯電話・パソコン等による 講義内容の撮影・録音をすることはできません。
 - ②受講中はスマートフォン・携帯電話等の電源を切るかマナーモードに設定して下さい。
 - ③受講会場内では事務局の指示(感染症対応その他必要な事項)に従って下さい。 従っていただけない場合は、当該受講者に途中退席いただく場合があります。 この場合は、受講費用等の返金はしません。

令和5年2月1日制定・施行